

答申第228号（諮問第237号）

「現場に出動した〇〇警察署署員（以下甲という）が、勝手に一般市民の個人情報をも本人の許可なく群馬県個人情報保護条例を無視して他の機関に照会してよい・又はしなければならない、及び、甲が違法に取得した情報を以って悪質な事業者の不正請求に基づくゆすり・たかりに警察官の地位を悪用して協力してよい・又はしなければならない、という内容」の公文書不存決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和元年7月23日付けで、「現場に出動した〇〇警察署署員（以下甲という）が、勝手に一般市民の個人情報を本人の許可なく群馬県個人情報保護条例を無視して他の機関に照会してよい・又はしなければならない、及び、甲が違法に取得した情報を以って悪質な事業者の不正請求に基くゆすり・たかりに警察官の地位を悪用して協力してよい・又はしなければならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和元年8月5日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成又は取得していないため

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として令和元年8月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和2年1月31日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和2年4月3日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

条例第14条2のイ違反であり、原処分は群馬県個人情報保護条例違反及び群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・行政不服審査法違反・警察法違反・憲法違反・判例違反・内規違反を隠蔽するものである。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) ○○署管内にある事業所の者からぼったくり請求されたので、110番通報したところ、現場に○○署の警察官が臨場した。警察官が、ぼったくりの行為者のことを味方するので、「パブリックサーバント」と言ってやった。すると、その警察官は私の個人情報を勝手に使って、どこかに照会していた。○○署の警察官がやったことなのだから、請求を求めた文書が存在するはずである。

(イ) 犯罪者の被疑者が処分庁の職員となることがおかしい。公安委員会の代表も犯罪の握りつぶしに加担している。結局、私一人を悪者にするためだけにやっている。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 弁明書における主張要旨

ア 実施機関では、請求人が「〇〇警察署の職員が、群馬県個人情報保護条例を無視して一般市民の個人情報を本人の許可なく他の機関に照会してよい・又はしなければならないこと」及び「〇〇警察署の職員が、違法に取得した情報をもって、悪質な事業者の不正請求に基づくゆすり・たかりに協力してよい・又はしなければならないこと」が記載されている公文書の開示を求めているものと認めた。

イ 〇〇警察署の職員を含む実施機関の職員にあつては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。そのため、実施機関において、群馬県個人情報保護条例を無視する個人情報の取扱いをしたり、違法な情報収集やゆすり・たかりの協力的行為を行ったりすることを是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。

ウ 条例第14条第2号イの規定は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、非開示情報である個人に関する情報から除外されることが定められているが、請求人の主張は、開示請求に係る公文書が存在することを前提としたものであり、そもそも、実施機関において、同公文書は作成も取得もしておらず、存在しないのであるから、同規定にいう情報に該当するか否かを検討することはできない。

(2) 口頭説明における主張要旨

ア 実施機関において、一般市民の個人情報を本人の同意が得られなくても他の機関に提供して照会する場合としては、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められる場合」、「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関等以外の者に提供する場合」の3つの類型がある。これら3類型は、いずれも群馬県個人情報保護条例第8条第2項各号の規定に基づく照会である。

イ 個人情報はかなり慎重に扱っており、文書を作成しては間に合わないような緊急性が高い場合を除き、他の機関へ個人情報を提供して照会する場合には書面で行っている。このため、現場にいた職員が、その場で他の機関に個人情報を提供して照会することはない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の存否について）

(1) 本件審査請求について

ア 請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張し

ている。一方、実施機関は、地方公務員法の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

イ 本件請求に係る公文書は、「現場に出動した〇〇警察署署員（以下甲という）が、勝手に一般市民の個人情報を本人の許可なく群馬県個人情報保護条例を無視して他の機関に照会してよい・又はしなければならない、及び、甲が違法に取得した情報を以って悪質な事業者の不正請求に基くゆすり・たかりに警察官の地位を悪用して協力してよい・又はしなければならない、という内容」を内容とする公文書であり、その記載内容から、「現場に出動した〇〇警察署署員（以下甲という）が、勝手に一般市民の個人情報を本人の許可なく群馬県個人情報保護条例を無視して他の機関に提供して照会してよい・又はしなければならない」（以下「請求内容前段」という。）と「甲が違法に取得した情報を以って悪質な事業者の不正請求に基くゆすり・たかりに警察官の地位を悪用して協力してよい・又はなければならない」（以下「請求内容後段」という。）とに分離した上で、それぞれの内容が記載されている公文書を求めていると解することが可能であるから、以下、それぞれ検討する。

（２）請求内容前段について

ア 請求内容前段は、その記載内容から、〇〇警察署署員が一般市民の個人情報を本人の許可なく群馬県個人情報保護条例に反して他の機関に提供して照会することを是認又は推奨する内容の公文書を求めていると解される。

イ 地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第 3 2 条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせている。同規定により、地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき立場にあり、実施機関が、群馬県個人情報保護条例に反して個人情報を他の機関に提供して照会するという条例違反行為を是認又は推奨する内容の公文書を作成又は取得することは、地方公務員法その他の法令等の趣旨及び一般社会通念に照らして通常想定し難いことから、係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、請求内容前段に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

（３）請求内容後段について

ア 請求内容後段は、その記載内容から、〇〇警察署署員が違法に取得した情報をもって悪質な事業者の不正請求に基づくゆすり、たかりに協力することを是認又は推奨する内容の公文書を求めていると解される。

イ 不正請求に基づくゆすり、たかりは刑法に触れる可能性のある行為であるが、この点、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項は、警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とすると定めており、これらの警察の基本的な責務に反するような行為を行った場合には、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を受けるおそれがある。

ウ 併せて、上記（2）イで述べたとおり、実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき立場にあり、これらの責務に鑑みれば、実施機関が、悪質な事業者の不正請求に基づくゆすり、たかりに協力することを是認又は推奨するという、警察の責務を否定し、刑法に触れる可能性のある行為及び懲戒処分を受ける可能性のある行為を肯定するような内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難いことから、係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

エ したがって、請求内容後段に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断が妥当である以上、本件請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

なお、請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年 4月 3日	諮問
令和2年 6月15日 (第77回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和2年 8月26日 (第78回 第二部会)	実施機関の口頭説明
令和2年10月 5日 (第79回 第二部会)	審議
令和2年12月11日	答申